

2020 年 10 月 13 日

日本医学会分科会 事務局御中

日 本 医 学 会

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和2年10月9日付にて、厚生労働省健康局健康課より、別添の通り、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしくをお願いします。

関連 URL は下記の通りです。

＜厚生労働省HP：ヒトパピローマ感染症＞

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

※別紙1～4のリーフレットは容量が大きいため、下記のHPリンク先よりダウンロード下さい。

別紙1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）＜

<https://www.mhlw.go.jp/content/000679259.pdf>＞

別紙2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）＜

<https://www.mhlw.go.jp/content/000679682.pdf>＞

別紙3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット＜

<https://www.mhlw.go.jp/content/000679263.pdf>＞

別紙4 HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット＜

<https://www.mhlw.go.jp/content/000679265.pdf>＞

なお、詳細は、厚生労働省健康局健康課予防接種室（電話：03-5253-1111 内線 2947）担当の飯村氏にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内線 4260）
（担当：高橋）

事 務 連 絡
令和2年10月9日

日本医学会 御中

厚生労働省健康局健康課

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、その目的、方法及び内容について議論され検討結果がまとまったことから、今般、別添1及び別添2のとおり都道府県知事及び都道府県衛生主管部（局）長宛て通知したところです。

情報提供の内容のうちリーフレットについては、平成30年1月18日に情報提供した既存の3種類のリーフレットについて、その対象者・目的を改めて整理した上で構成の変更を行うほか、読みやすさ・分かりやすさを重視して改訂しました。

別紙1及び別紙2は、HPVワクチンの対象者及びその保護者が、HPVワクチン接種について検討・判断や接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんやHPVワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただくことを目的としております。

また、別紙3は、HPVワクチンの対象者及びその保護者が、HPVワクチン接種後の留意点等について理解していただくこと、別紙4は、HPVワクチンの接種に関係する医療従事者が、HPVワクチンの対象者及びその保護者並びに接種希望者等へ適切な対応をしていただくことを目的としております。

つきましては、貴会加盟分科会所属会員への周知について特段の御配意をいただきますよう宜しくお願いいたします。

（別添1）都道府県知事宛通知

（別添2）都道府県衛生主管部（局）長宛通知

（別紙内訳）

別紙1 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）

別紙2 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）

別紙3 HPVワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット

別紙4 HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット

（参考）リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

健発 1009 第 1 号
令和 2 年 10 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、積極的な勧奨を差し控えている状況にあるが、今般、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供について、第 49 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・令和 2 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）において、その目的、方法及び内容に係る方針が了承された。

については、定期接種の対象者及びその保護者に、公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）があることについて知っていただくとともに、HPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供の更なる充実を図ることとし、これに伴い、別添のとおり「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 25 年 6 月 14 日健発 0614 第 1 号厚生労働省健康局長通知）の一部を改正する。

貴職におかれては、これらについて貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

○「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 25 年 6 月 14 日健発 0614 第 1 号厚生労働省健康局長通知）
 【新旧対照表】（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
1 （略） 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成25年 3 月30日健発0330第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 2 にあるとおり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定による公告及び同令第 6 条の規定による対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。 3 市町村長は、管内の医療機関に対して、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で、<u>対象者等が接種を希望した場合に接種</u>することを周知すること。 4 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応疑いの報告が適切に行われるよう、市町村長は改めて管内の医療機関に対して「<u>定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて</u>」（平成25年 3 月30日健発0330第 3 号、薬食発第0330第 1 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知）の周知を図ること。	1 （略） 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成25年 3 月30日健発0330第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 2 にあるとおり、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 5 条の規定による公告及び同令第 6 条の規定による対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。<u>ただし、その周知方法については、個別通知を求めるものではないこと。</u> 3 市町村長は、管内の医療機関に対して、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、<u>積極的な勧奨を行っていないことを伝えるとともに、接種を受ける場合には、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で接種</u>することを周知すること。<u>なお、同ワクチンの有効性及び安全性等について記載した説明用資料については、別紙のとおりである。</u> 4 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応の報告が適切に行われるよう、市町村長は改めて管内の医療機関に対して「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年 3 月30日健発0330第 3 号、薬食発第0330第 1 号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知）の周知を図ること。

5 引き続き、合同会議において副反応疑い報告等について専門家による評価を行うとともに、国民への情報提供を進めつつ、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であること。

5 合同会議において、今後、早急に調査すべきとされた副反応症例について、可能な限り調査を実施した時点で、速やかに専門家による評価を行い、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であること。

平成25年6月14日
健発0614第1号
一部改正 令和2年10月9日
健発1009第1号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について (勧告)

ヒトパピローマウイルス感染症については、本年4月1日から、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による予防接種(以下「定期接種」という。)が市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)により行われているところであるが、平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、平成25年度第2回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(合同開催)(以下「合同会議」という。)において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところである。

については、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種に関し、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する勧告であり、本日から適用する。

記

- 1 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者又はその保護者(以下

「対象者等」という。) に対し、予防接種法第 8 条の規定による当該接種の勧奨を行うに当たっては、市町村長は、接種の積極的な勧奨とならないよう留意すること。

- 2 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を中止するものではないので、対象者のうち希望者が定期接種を受けることができるよう、市町村長は「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日 健発 0330 第 2 号 厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 2 にあるとおり、予防接種法施行令（昭和 23 年 政令第 197 号）第 5 条の規定による公告及び同令第 6 条の規定による対象者等への周知等を行うとともに、接種機会の確保を図ること。
- 3 市町村長は、管内の医療機関に対して、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対象者等が接種のために受診した場合には、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種の有効性及び安全性等について十分に説明した上で、対象者等が接種を希望した場合に接種することを周知すること。
- 4 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を含め、予防接種による副反応疑いの報告が適切に行われるよう、市町村長は改めて管内の医療機関に対して「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日 健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号 厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長連名通知）の周知を図ること。
- 5 引き続き、合同会議において副反応疑い報告等について専門家による評価を行うとともに、国民への情報提供を進めつつ、積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であること。

健健発 1009 第 1 号
令和 2 年 10 月 9 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する
具体的な対応等について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、積極的な勧奨を差し控えている状況にあるが、今般、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供について、第 49 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会・令和 2 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（以下「合同会議」という。）において、その方法、目的及び内容に係る方針が了承された。

については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者及びその保護者（以下「対象者等」という。）への周知について、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」（令和 2 年 10 月 9 日健発 1009 第 1 号厚生労働省健康局長通知）において示しているが、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供については、以下の目的及び趣旨で実施し、具体的な対応等について下記のとおり取り扱うこととするので、貴職におかれては、この目的及び趣旨に十分御留意の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。以下同じ。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 HPV ワクチンに係る情報提供の目的について

公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）があることについて知っていただくとともに、HPV ワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性・安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報等を、対象者等に届けることを目的とする。

2 個別送付による情報提供の方法について

対象者等が情報に接する機会を確保し、接種をするかどうかについて検討・判断ができるよう、市町村は、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 6 条の規定により対象者等へ周知を行うこと。周知方法については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第 1 の 2 にあるとおり、やむを得ない事情がある場合を除き個別通知とし、3（1）のリーフレット等、1 の目的で情報提供を行うための資材を対象者等へ個別に送付する。

対象者等への周知を実施するに当たっては、接種を希望した場合の円滑な接種のため、予防接種を受ける期日又は期間及び場所等（以下「接種日時及び場所等」という。）の必要な事項を周知する必要があるが、接種日時及び場所等を周知する方法のほか、接種日時及び場所等を掲載しているホームページや問い合わせ先を案内し、必要な情報が入手できるようにする方法でも差し支えない。なお、3（1）のリーフレットには、市町村からのこうした案内や、市町村名等を追記することができる。

情報提供資材の個別送付並びに接種日時及び場所等の周知に当たっては、「接種を受けましょう」「接種をおすすめします」など、個別送付することで定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意する必要がある。

なお、対象者等ができる限りもれなく情報に接することができるよう、毎年一定の年齢の対象者に情報提供資材を送付する場合には、当初は当該年齢より上の対象者にも送付する等の工夫をすることが望ましい。

3 リーフレットの改訂について

HPV ワクチン接種に関する既存の 3 種類のリーフレットについて、その対象者・目的を改めて整理した上で構成の変更を行うほか、読みやすさ・分かりやすさを重視して改訂した。

なお、今後のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供に当たっては、改訂したリーフレット又は同様の趣旨の情報提供資材を適宜活用するとともに、改訂前のリーフレットは使用しないこと。

- （1）HPV ワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版及び詳細版）（別紙 1 及び 2）

【目的】 HPV ワクチン接種について検討・判断や接種を希望した場合に円滑な接種ができるよう、子宮頸がんや HPV ワクチンの有効性・安全性に関する情報等を知っていただく

【対象者】 HPV ワクチンの定期接種の対象年齢に該当する女子及びその保護者

【活用方法】 市町村から個別送付、定期接種を実施する医療機関で配布 等

- （2）HPV ワクチンを接種したお子様及びその保護者向けリーフレット（別紙 3）

【目的】HPVワクチン接種後の留意点等について理解していただく

【対象者】HPVワクチンを接種した女子及びその保護者

【活用方法】定期接種を実施する医療機関から接種時に配布、接種希望者へ市町村から直接配布する 等

(3) HPVワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット（別紙4）

【目的】HPVワクチンの対象者等及び接種希望者等へ適切な対応をしていただく

【対象者】HPVワクチンの接種に関する医療従事者

【活用方法】直接又は地域医師会等を通じて配布 等